

平成17年3月22日付け公告（京都市自転車等放置防止条例第5条の規定により撤去した自転車を保管する場所の変更）を次のように改め、平成18年1月24日から実施します。

平成17年12月20日

京都市長 榎本 頼兼

名 称	位 置
宝が池保管所	京都市左京区松ヶ崎南池ノ内町5番地
寺町臨時保管所	京都市中京区寺町二条下る榎木町450番地の1
三条千本保管所	京都市中京区壬生天池町5番地の2
十条保管所	京都市東山区福稲川原町1番地
吉祥院保管所	京都市南区吉祥院仁木ノ森町10番地
伏見津知橋保管所	京都市伏見区景勝町11番地の1
石田保管所	京都市伏見区石田森東町46番地

(建設局道路部放置車両対策課)